

平成 25 年 4 月 1 日

記載事項漏れなどの不備のある原産地証明書の取扱いの検討について

1. 経済連携協定(EPA)に基づく税率を適用するために、原則として輸入申告の際に、原産地証明書(一部の EPA においては原産地申告を含む。以下同様)の提出が必要になります。原産地証明書は、記載事項漏れなどの不備がないことが必要ですが、現実には、記載漏れなどの不備があることから無効となる原産地証明書が散見されます。
2. 平成 25 年1月の関税・外国為替等審議会関税分科会の論点整理において、原産品であることについて引き続き的確に確保しつつ輸入者の利便性も向上するような方策について検討することとされたことを契機として、不備のある原産地証明書の取扱いについて、以下を実施することを検討しています。なお、検討及び税関における準備のための期間が必要であることから、平成 25 年 10 月(目途)の実施を予定しています。
 - (1) 原産地証明書の不備の取扱いの詳細について、明確化し、公表すること。
 - (2) 不備のある原産地証明書の取扱いについて、例えば以下のような場合についても、今後、新たに有効として取り扱うこと。
 - ① インボイス番号又は特惠基準の脱落等については、有効として取り扱っていませんが、不備が原産地証明書の真正性に直接関係する項目(印影、発給年月日、発給番号等)以外で、当該貨物について文書による原産地に関する事前教示を得ている等原産品であることを輸入者の方が資料により明らかにできる場合には有効として取り扱う
 - ② 第三国インボイスに関する記載の脱落等については、有効として取り扱っていませんが、取引関係書類にて輸入貨物の同一性が確認できる場合には有効として取り扱う
 - ③ 遡及発給の旨、又は再発給の旨の脱落等については、有効として取り扱っていませんが、原産地証明書が真正に発給されたことに疑義がない場合は有効として取り扱う
3. また、一般特惠についても、上記2.と同様に実施することを検討しています。
4. 輸入者、通関業者におかれましては、引き続き不備のない原産地証明書を取得され、輸入申告前に原産地証明書の記載内容等を必ずご確認ください。
5. 詳細について決まり次第、皆様にお知らせします。なお、本件についてご不明な点がある場合や、入手した原産地証明書に不備がある場合等には、最寄りの税関の原産地調査官までご相談ください。

- 函館税関業務部原産地調査官:0138-40-4256
- 東京税関業務部原産地調査官:03-3599-6527
- 横浜税関業務部原産地調査官:045-212-6174
- 名古屋税関業務部原産地調査官:052-654-4205
- 大阪税関業務部原産地調査官:06-6576-3196
- 神戸税関業務部原産地調査官:078-333-3097
- 門司税関業務部原産地調査官:050-3530-8369
- 長崎税関業務部原産地調査官:095-828-8665
- 沖縄地区税関業務部門原産地調査官:098-862-8692

財務省関税局関税課
原産地規則係